

19 章内装工事

1 節 一般事項

19.1.1 適用範囲

この章は、住宅の床、壁及び天井を対象とする内装工事に適用する。

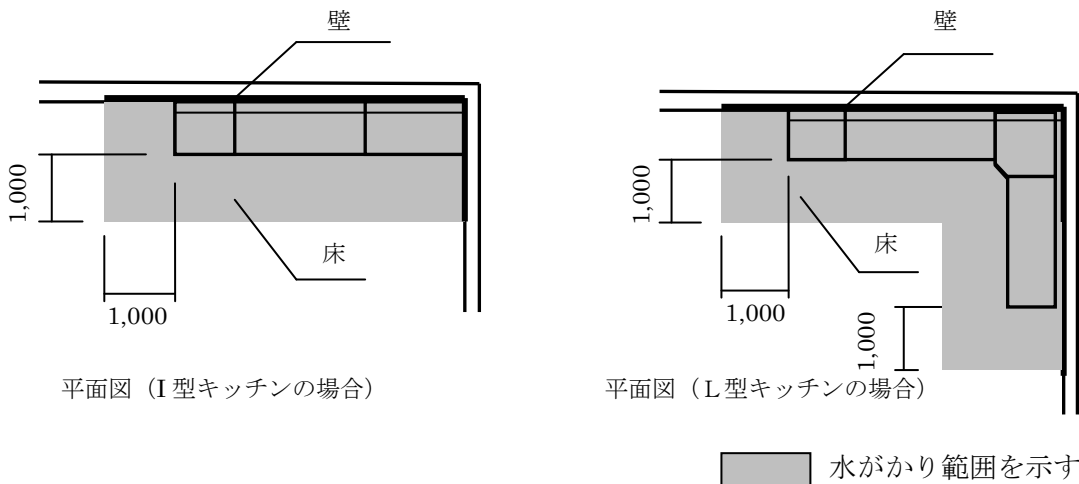
19.1.2 一般事項

- 1 この章に使用する機材の品質等は、総則編 1.5.2 による。
- 2 室内において使用する機材は、特記がなければ JIS 及び JAS に定められたホルムアルデヒド放散速度 F☆☆☆☆、またはホルムアルデヒドを放散しない機材とし、監督員の確認を受ける。

19.1.3 水がかりの範囲

この章で規定する水がかりの範囲は次による。ただし、各節及び特記で規定される場合はこの限りでない。

- (1) 便所、洗面脱衣室、洗濯機置き場の床及び壁
- (2) 19.1.1 図に示す台所の流し台、調理室及びコンロ台前面及び側面 1m 以内の床並びにこれらに接する壁



19.1.1 図 台所の水がかり範囲

19.1.4 材料一般

- 1 内装材料の種類、品質、形状及び寸法は、特記によるほか各節に示すところによる。
- 2 接着剤
 - (1) 接着剤は、商標を完全に保ち、開封しないまま工事現場へ搬入して、品名、製造年月日、数量、製造所名等について確認する。
 - (2) 接着剤は、製造所の定める有効期間又は有効期限を経過したものを、使用してはならない。

19.1.5 施工一般

- 1 コンクリート下地の精度は、6.2.5 表による。乾燥は、施工後 28 日以上とし、表面の汚れ、付着物及びレイタンスを除去する。
- 2 モルタル塗り下地の工法は、15.2.5 の 3 により、精度は 6.2.5 表とする。なお、乾燥は、施工後 14 日以上とする。
- 3 壁、天井の軸組及び床下地材は目違いが無いよう平滑に施工する。
- 4 接着剤
 - (1) 接着剤が所要強度に達するまでは、接着を損なうような衝撃、その他の外力を与えないように注意する。接着養生時間は、原則として、施工後 48 時間以上を標準とする。
 - (2) 2 液形接着剤を使用する場合は、可使時間を考慮し、適量を正確に計量する。
 - (3) 溶剤形接着剤の使用に際しては、室内の換気及び通風に留意し、特に火気に注意する。

6節 ビニル床シート

19.6.1 材料

- 1 ビニル床シートは、JIS A 5705 (ビニル系床材) による。種別は 19.6.1 表によるものとし、適用は特記による。特記がなければ 5 種の場合は、エンボス加工とする。

19.6.1 表 ビニル床シートの種別及び規格

項目	発泡層のあるビニル床シート			発泡層のないビニル床シート	
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種
構造	不織布を積層し、印刷層を有するもので密度が 650kg/m ³ 未満のもの (KS)			織布や不織布、織布及び不織布以外の材料を積層したもの (FS)	
厚さ	3.5mm	2.3mm	1.8mm	2.0mm	2.5mm

(注) 1 種の裏面の材質は、補修時にはく離の容易なものとする。

- 2 ビニル巾木の厚さ、高さ等は、特記による。特記がなければ厚さ 1.5mm 以上、高さ 60mm とする。
- 3 接着剤は、JIS A 5536 (床仕上げ材用接着剤) による。種別は、19.6.2 表によるものとし、適用は特記による。

19.6.2 表 接着剤の種別

種別	施工箇所
酢酸ビニル樹脂系 ビニル共重合樹脂系 アクリル樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形	一般の床
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系	共用廊下、階段、便所、洗面所、脱衣室、台所、 その他湿気の生じやすい床、及び垂直面
酢酸ビニル樹脂系 ビニル共重合樹脂系 アクリル樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形 ゴム系溶剤形	垂直面

- 4 端部処理に用いるシーリング材は、使用部位に適したものとし、製造所の仕様による。

19.6.2 施工

- 1 モルタル塗り下地の施工は、19.1.5 の 2 による。
- 2 ビニル床シートは、張付けに先立ち、仮敷きを行い、巻ぐせを取る。
- 3 張付け
 - (1) 下地面の清掃を行った後、はぎ目、継手、出入口際、柱付等は、隙間ができないよう切込みを行う。
 - (2) 張付けは、接着剤を所定のくし目ごてを用い、下地面に平均に塗布する。また、必要に応じて裏面にも塗布し、空気だまり、不陸、目違い等のないように、べた張りとする。
 - (3) 張付け後は、表面に出た余分な接着剤をふき取り、ローラ掛け等の適切な方法で圧着し、必要に応じて押し縁留めをして養生を行う。

- 4 接合部の熱溶接工法は次により、適用は特記による。
 - (1) ビニル床シート張付け後、接着剤が完全に硬化したのを見計らい、はぎ目及び継目の溝切りを溝切りカッター等を用いて行う。
 - (2) 溝は、V字形、又はU字形とし、均一な幅に床シート厚さの2/3程度まで溝切りする。
 - (3) 溶接は熱溶接機を用いて、ビニル床シートと溶接棒を同時に熔融し、余盛りができる程度に加圧しながら行う。
 - (4) 溶接完了後、溶接部が完全に冷却した後、余盛りを削り取り、平滑にする。
- 5 張付け時の室温が5℃以下、又は、接着剤の硬化前に5℃以下になるおそれのある場合は、施工を中止する。やむを得ず施工する場合は、採暖等の養生を行う。
- 6 外廊下等の雨掛かり部のビニル床シート端部処理は特記による。特記がなければ次による。
 - (1) ビニル床シートの端部は、壁面より5mm程度隙間をあけて張り付ける。
 - (2) 水下側を除きシーリング材を充填する。
 - (3) 充填後はヘラ仕上げとする。
- 7 接着剤の硬化後、全面を水ぶき清掃する。なお、洗面脱衣室、便所等の室内においては、水ぶき後、樹脂ワックスを用いてつや出しを行う。

7節 ビニル床タイル

19.7.1 材 料

- 1 ビニル床タイルは、JIS A 5705（ビニル系床材）によるものとし、種別、厚さ等は、特記による。特記がなければ厚さ2mmとする。
- 2 ビニル巾木は、19.6.1の2による。

19.7.2 施 工

- 1 モルタル塗り下地の施工は、19.1.5の2による。
- 2 張付けは、下地面の清掃を十分に行った後、接着剤を所定のくし目ごてを用い、下地面の全面に平均に塗布し、目地の通りよく、出入口際、柱付き等は隙間のないように張り付け、適切な方法で下地面に圧着し、接着剤が硬化するまで養生を行う。
- 3 張付け時の室温が低い場合の施工は、19.6.2の5による。
- 4 表面仕上材は、19.6.2の7による。